

## FAO/WHO 合同食品規格計画 (Codex Alimentarius Commission)

## 第 32 回食品表示部会報告概要

日程：平成 16 年 5 月 10 日（月）～5 月 14 日（金）

場所：モントリオール（カナダ）

参加人数：249 名（48 力国、EC、32 國際機関）

※以下は、主要な議題のみ抜粋したものである。

議題 4 健康・栄養強調表示の使用に関するガイドライン案

昨年の第 26 回コーデックス委員会総会において、本ガイドライン案 Paragraph 1.1 の適用範囲(scope)として広告(advertising)を含めることに意見の一致が得られないものとして、ステップ 6 に差戻しとされたものである。

昨年の本部会において広告を適用範囲に含めることに反対した米国は、広告は本部会の所掌範囲に含めることに疑問を示しつつ、本ガイドラインは消費者への適切な情報提供に資するとの認識を示した。

多くの加盟国及びオブザーバーは、広告は本部会の所掌範囲であることを支持し、また、カナダ等は米国を支持した。一方で、消費者を誇大表示から保護するためいかなる限定を付さずに広告を本ガイドライン案の適用範囲とすべき旨の発言が多くなされた。

さらなる議論の結果、本部会は Paragraph 1.1 を “These guidelines relate to the use of nutrition and health claims in food labeling and , where required by the authorities having jurisdiction, in advertising” と修正することとし、本ガイドライン案をステップ 8 に進めることとされた。

議題 5 有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン－付属書 2  
(使用可能な資材) の改定

部会開催に先立って 8 日に行われた WG の結果も踏まえて議論がなされた結果、

- 1) 付属書 2 の表 1 (肥料・土壤改良資材) 及び表 2 (農薬・防疫薬剤) については、若干の修正を行い、ステップ 8 として総会に諮ることが合意された。チリより要請が出ているチリ硝石については、多数の反対があったが、議論の余地があることが指摘され、新しいデータ等を基にステップ 3 で検討することが合意された。
- 2) 我が国がコメントを提出している表 3 (食品添加物) 及び表 4 (加工助剤) については、食品添加物の一般規格を参考に表 3 及び表 4 を統合した様式に変更するため、ステップ 6 に戻し、記載事項も含めて電子 WG で検討することが合意された。
- 3) 有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドラインの改定を新

規作業として、総会に諮ることが合意された。

#### 議題 6 遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来の食品及び食品成分の表示：遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来の食品及び食品成分の表示に関する議題の扱いのための作業部会報告

まず議長より、遺伝子組換え食品の表示についての議論を促進するために、昨年に作業部会を開催したこと、その報告書の内容について説明された後、本報告書の結論に対する一般的意見が求められた。

栄養成分が変化した場合に表示を義務付ける、という点においては意見の一一致を見たが、表示のガイドラインを单一のままで議論を続けるのか、それとも2つに分割するのか、という点と、製造方法による表示の有無の決定についてはガイドラインを2つに分割し、製造方法による表示に関する議論を先送りしようとする米国・カナダと、ガイドラインを一つとし、製造方法による表示についても同時に議論を進めるべきとするEU諸国や我が国との意見の隔たりが大きく、合意を得ることが出来なかった。

議論を促進するため、再度作業部会を設置することが提案され、この作業部会の所掌範囲を決めるための会合が急遽設置された。この小グループが作成した「作業部会の所掌範囲」について議論されたが、EUが作業部会の設置そのものに反対し、作業部会は設置されないこととなった。

結局、意見の一一致が見られなかっただため、ステップを進めることができないまま、議論を終了した。

#### 議題 7 包装食品の表示に関する一般規格の改定：原材料の量的表示

前回の部会ではステップ3に留め置かれ、今回再度議論が行われた。議論の中心は、義務表示対象となる食品の要件(5.1.1.(a)～(j))についてどう考えるかということであった。

我が国からは、原材料の量的表示は消費者への情報提供の観点から重要であるが、例えばおにぎりの米のように、原料使用量が必ずしも重要な情報とは言えないものもあることから、全ての食品を対象とするのではなく、対象とする食品は各国に委ねる必要があること、このため、対象食品の要件としては、例えば(g)のような個別の食品を特定する要件ではなく、(a)～(e)のような一般的要件を参考に要件をなるべく簡素にまとめることとしてはどうかと提案した。

このほか、EC、メキシコ、ノルウェー等多くの国から、原材料の使用量表示を行うべき食品の要件についてさまざまな意見が出された結果、(b)については反対意見が多かったため削除するなどテキストを若干修正の上、次回ホスト国マレーシアを中心とした電子WGで意見を集約していくこととなり、コメントを求めるためステップ3に戻すことが合意された。

#### 議題 8 原産国表示に関する検討（作業の継続の是非）

前回の部会では作業を継続しないことが合意されたが、昨年の第26回総会で

は、我が国も含めた複数の国から継続検討すべきとの意見が出され、作業を継続しないとする部会でのコンセンサスがないことが確認され、再度作業継続の是非について検討するよう差し戻されたため、本部会では作業継続の是非について再度議論が行われた。

我が国からは、原料を含む原産国表示への消費者の関心が高まっていること、特に原料の原産国が製品の品質に大きく関連すると考えられているような食品については重要であり、我が国ではそのような観点から検討を進めていること、必要があれば我が国の選定プロセス等について紹介する旨を発言し、原料原産地の表示も含め本議論の開始を強く求めた。

この結果、我が国、EU 諸国等作業を進めるべきとする意見と、米国、カナダ、途上国等作業継続は不要とする意見がほぼ拮抗したことから、本部会としては部会の議論の状況を次回総会に報告し、結論を総会に委ねることが合意された。

#### 議題 11 その他の事項、今後の作業及び次回会合の日程と場所

##### ○ 広告

米国からの提案で広告に関する討議資料をこの議題で議論することとなった。昨年開催された第 26 回コーデックス委員会総会において、本部会に対して健康及び栄養強調表示に関する広告の定義付けを検討することが求められた。そこで、カナダが広告に関する討議用資料を作成し、1984 年の FAO と WHO の勧告の内容を踏まえ、表示を補足した広告の定義と当部会の所掌に関する問題を整理した。

米国は、本部会の所掌はあくまで“studying problems associated with advertising”であるとし、広告に関する独自の規格を作成すべきか否か、総会に諮る必要があると強調した。また、更なる検討を行う前に、広告に関しての法的・現実的な問題について慎重に議論すべきであることを指摘した。

いくつかの国とオブザーバーは、総会の要請に基づいて健康及び栄養強調表示に関する広告の更なる検討を行うことを支持した。

一方、いくつかの国は、現段階で決定を下すのは時期尚早であり、この複雑な問題については、各国レベルで慎重に議論する必要があるとの意向を示した。

本部会は、結論が得られないとしたが、総会からの要請に応えるべく、さらに広告についての議論を行う必要があるとした。そこで、カナダの作成した討議用資料に対する各国の意見を求め、健康及び栄養強調表示に関する広告の定義付けを優先事項として、次回の本部会の個別議題として広告の議論を行うこととした。

なお次回本部会については、マレーシアのコタ・キナバルで 2005 年 5 月 9 日から 13 日までの期間で開催されることが議長より紹介された。

(以上)

**PROPOSED DRAFT AMENDMENT TO THE GENERAL STANDARD  
FOR THE LABELLING OF PREPACKAGED FOODS**  
**(Quantitative Ingredient Declaration Labelling)**  
**(At Step 3 of the Procedure)**

包装食品の表示に関する一般規格の修正案：量的原材料表示（ステップ3）

## 5. ADDITIONAL MANDATORY REQUIREMENTS

### 5.1 Quantitative Ingredient Declarations

5.1.1 Every food sold as a mixture or combination shall disclose the ingoing percentage, by weight, of any ingredient (including ingredients of compound ingredients) that

- (a) is emphasised on the label through words or pictures; or
- (b) ~~is associated by consumers with the food; or~~
- (c) (b) is essential to characterise the food; or
- (d) (c) is essential to distinguish the food from others with which it may be confused; or]
- (e) (d) appears in the common or trade name of the food; or
- (f) (e) [the disclosure of which is deemed, by national authorities, to be necessary to enhance the health of consumers or prevent consumer deception].
- (g) (f) [is the subject of an express or implied claim about the presence of any fruits, vegetables, whole grains or added sugars]

Such disclosure is not required where

- (h) (g) [the ingredient comprises less than 2% of the total weight of the product and has been used for the purposes of flavouring; or]
- (i) (h) the ingredient comprises less than [2%] of the total weight of the product and consumers have no reasonable expectation of a nutritional or health effect related to the amount of that ingredient; or
- (j) (i) commodity-specific standards of Codex Alimentarius conflict with the requirements described here.

## 5. 追加の義務表示

### 5.1 量的原材料表示

5.1.1 混合物 (mixture) 又は組み合わせて (combination) 販売される全ての食品には、以下の原材料（複合原材料の原材料を含む）について、重量による使用割合を明記しなければならない：

- (a) 用語や絵によってラベル上で強調されているもの；又は
- (b) ~~【消費者によって食品と結びつけて考えられるもの】；又は~~
- (c) (b) 食品の特徴付けにとって必須なもの；又は
- (d) (c) 混乱を招く恐れのある他の食品と区別するために必須なもの；又は]
- (e) (d) 食品の一般名称又は貿易上の名称中で明らかであるもの；又は
- (f) (e) 【消費者の健康の増進や誤認を防ぐために（当該）国の機関が明記することが必要であるとみなすもの】
- (g) (f) 【果実、野菜、（精白していない）穀物又は加えられた糖類について明示又は暗示するもの】

ただし、以下の場合は明記する必要はない。

- (h) (g) 【最終製品に重量で占める割合が 2 %以下の原材料であり、香料として使用される場合；又は】
- (i) (h) 最終製品に重量で占める割合が [2 %] 以下の原材料であり、原材料の量と栄養上又は健康上の効果を消費者が合理的に関連付けて考えるおそれがない場合；又は
- (j) (i) コーデックスにおける特定の食品規格が、当該提案で記載される要件に一致しない場合